

株 主 各 位

東京都世田谷区等々力六丁目16番9号

岡谷電機産業株式会社

代表取締役会長 丸 山 律 夫

## 第86回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第86回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第86期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第86期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記1. および2. の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

期末配当金は、1株につき2円（昨年12月に実施した中間配当金6円とあわせて年8円）と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は次ページをご参照ください。

**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に山岡秀夫氏が選任されました。

以 上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不發行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条～第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第9条～第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第47条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>③ 当社の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第46条（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、<u>その他の株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

### 単元未満株式の買取・買増請求について

単元未満株式（100株未満の株式）については、「単元未満株式の買取請求」により、当社に売却することができます。

また、「単元未満株式の買増請求」により、当社から単元株式数（100株）に不足する株式を買増して、100株単位にまとめることもできます。「単元未満株式を売却する」、「単元未満株式を100株に買増す」という株主様は、口座を開設されているお取引証券会社等にお申し出ください。なお、特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関であるみずほ信託銀行へお申し出ください。

株 主 名 簿 管 理 人 〒168-8507  
 特別口座管理機関 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
 （お問い合わせ先） みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
 0120-288-324（フリーダイヤル）  
 受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）